

デイサービスセンター エスポワール重要事項説明書
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定第 3290200025 号)

当事業所は契約者に対し指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援、要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 せんだん会
- (2) 法人所在地 島根県安来市安来町 8 9 9 - 1
- (3) 電話番号 0854-23-7331 FAX 0854-23-7332
- (4) 代表者氏名 理事長 杉原 建

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 平成 1 9 年 4 月 9 日指定
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護デイサービスセンターエスポワール
- (4) 事業所の所在地 島根県安来市荒島町字前田 2 1 7 7 - 1 4
- (5) 電話番号 0854-28-9223
- (6) 管理者 氏名 土江 譲
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設 平成 19 年 4 月 9 日
- (9) 登録定員 29 名 ・ 通い定員 18 名 ・ 宿泊定員 9 名

(10) 居室等の概要

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	1	
	2人部屋	4	家具で仕切る
居間		1	
食堂		1	
台所		1	
浴室		2	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 安来市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 8:30～17:30
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 17:30～ 9:30

※受付・相談については、午前8:30～17:30までになります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の 職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業内容調整
介護支援 専門員		1			サービスの調整・相談業務
介護職員	人員配置基準を満たす人数				日常生活の介護・相談業務
看護職員		1			健康チェック等の医務業務

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間： 8:30 ～ 17:30
2. 介護支援専門員	勤務時間： 8:30 ～ 17:30
3. 介護職員	主な勤務時間： 8:30 ～ 17:30 夜間の勤務時間 16:30 ～ 9:30 その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。

4. 看護職員	勤務時間： 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
---------	---------------------------

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます（(5) 参照）。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 必要に応じて利用者の自宅にお伺いし、日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービスの実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用する。

させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

エ 総合マネジメント

・利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時、計画の見直しを行います。

〈サービス利用料金〉

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

ご利用者の 要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービスにか かる自己負担	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合、または月途中登録を修了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（２）ア及びイ参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算について

- ・初期加算 1日 30円

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

- ・看護職員配置加算 1月 700円

- ・サービス提供体制強化加算 1月 640円

- ・認知症加算Ⅱ 1月 890円

- ・認知症加算Ⅳ 1月 460円

（認知症加算Ⅱ、Ⅳは利用者の状態によって加算されます。）

- ・総合マネジメント加算 1月 800円

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1月の介護報酬総単位数×14.6/1000

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

朝食 300円、昼食（おやつ代を含む） 650円、夕食 550円

イ 宿泊に要する費用 1,820円

ウ 洗濯代 100円（宿泊される方は洗濯代を頂きます）

エ レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し現金は翌月20日、銀行口座より自動引き落としは翌月の15日となります。

（４）利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通い

サービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出し出てください。

- ☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の9時30分までに申し出がなかった場合	650円

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（5）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者はご契約の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 土江 譲 電話 0854-28-9223

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（2）行政機関その他の苦情受付機関

安来市役所	電話番号 (0854) 23-3290
介護保険課	受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	電話番号 (0852) 21-2811
	受付時間 9：00～17：00

苦情処理 第三者委員	若槻昌子 電話番号 (0854) 28-8912 入江明美 電話番号 (0854) 28-8519
------------	--

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉 構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等 開催：隔月で開催。 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉 社会医療法人 昌林会 安来第一病院	所在地 島根県安来市安来町 899-1 Tel (0854) 22-3411
--	--

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者：土江 譲

- ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・ガス漏れ探知機
- ・誘導等 ・消火器

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

	社会福祉法人 せんだん会 荒島ふれあいの郷	
	デイサービスセンター エスポワール	
説明者	氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所		
	氏名	印

利用者家族住所		
	氏名	印